

福祉病院事業法人に係る証明

(規則第 6 条 4 号及び第 7 号用)

厚生労働大臣が証明する基準

1. 事業等要件 (法人税法施行規則第 6 条第 4 号)

- 次のいずれかに該当すること。

- 《イ又はロ又はハに該当》かつ《二に該当》
- 《ホに該当》

イ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 22 条第 1 号及び第 4 号から第 9 号まで（地域医療支援病院の施設の基準）に掲げる施設のすべてを有していること。

ロ 医師法（昭和 23 年法率第 201 号）第 11 条第 2 号（医師国家試験の受験資格）若しくは歯科医師法（昭和 23 年法率 202 号）第 11 条第 2 号（歯科医師国家試験の受験資格）に規定する実地修練又は医師法第 16 条の 2 第 1 項（臨床研修）に規定する臨床研修を行うための施設を有していること。（次の①から③のいずれかに該当すること。

- ① 大学の医学部又は大学附置の研究所の附属施設である病院
- ② 医師法施行規則第 11 条における厚生労働大臣の指定した病院
- ③ 臨床研修病院としての指定を受けている病院

ハ 厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定する保健師、助産師、看護師（准看護師を含む。）、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士若しくは視能訓練士の養成所を有し、又は医学若しくは歯学に関する学校教育法（昭和 22 年法率第 26 号）の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）の規定による大学及び旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）の規定による専門学校を含む。）の教職の経験若しくは担当診療科に関し 5 年以上の経験を有する医師若しくは歯科医師を指導医として、常時 3 人以上の医師若しくは歯科医師の再教育（再教育を受ける医師若しくは歯科医師に対して報酬を支給しないものに限る。）を行っていること。（次のいずれかに該当すること。）

- ① 保健師、助産師、看護師（准看護師を含む。）、診療放射線技師、歯科衛生士、歯

科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の養成所を有すること。

- ② 大学の教職の経験若しくは担当診療科に関し5年以上の経験を有する医師又は歯科医師を指導医として、常時3人以上の医師又は歯科医師の再教育を行っていること。

二 生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条（医療扶助）若しくは第16条（出産扶助）に規定する扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により算定される額及び同法第85条第2項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第85条の2第2項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の10分の1に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数が取扱患者の総延数の10分の1以上であること。

ホ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第1項（第2種社会福祉事業開始の届出）の規定により同法第2条第3項第9号（無料又は低額な料金による診療事業）に掲げる事業を行う旨の届出をし、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従って当該事業を行っていること。

2. 収入要件（平成20年厚生労働省告示第298号）

（全体）

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4}$$

- 以下の $\frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4}}{\textcircled{5}}$ が、8割を超えること。

⑤

- ① 社会保険診療に係る収入金額
- ② 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬
（おおむね⑤×0.1≧②が成立すること。）
- ③ 健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額
（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）
- ④ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は

地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの

⑤ 医療保健業務に係る収入金額（④に掲げる収入金額を含み、経常的なものに限る。）

・医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）を適宜参照すること。

・また、医療保健業務に係る収入金額は、活動計算書（正味財産増減計算書）においては経常収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）、損益計算書においては事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）をいう。